

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	改正金融商品取引法等の施行に伴う所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 第 221 回特別会において「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」が成立（令和 8 年 7 月 15 日）、公布（同月 23 日）された。本改正法により、金融商品取引法の課徴金制度について以下の見直しを実施することとされた。 ・ 特定非財務情報監査証明業に係る規制の新設に伴う課徴金制度の整備 ・ 有価証券に係る開示規制・不公正取引規制の課徴金制度の見直し（算定方法の見直し及び対象の拡大等） ・ 暗号資産に係る情報公表規制・不公正取引規制の課徴金制度の整備 ・ 特例措置の内容 上記改正により新たに課徴金制度の適用対象となる者及び行為に係る課徴金についても、現行と同様に、損金及び必要経費に算入しない取扱いを維持すること。既存の課徴金制度については、上記改正による課徴金の引上げにかかわらず、損金及び必要経費に算入しない取扱いを維持すること。		
関係条文	金融商品取引法第 172 条の 4 の 2、第 172 条の 7、第 172 条の 8、第 172 条の 14、 第 173 条～第 175 条、第 175 条の 3、第 175 条の 5、第 176 条、第 177 条の 3、 法人税法第 55 条第 5 項第 4 号、所得税法第 45 条第 1 項第 11 号、 地方税法第 23 条、第 32 条、第 72 条の 23、第 292 条、第 313 条 等		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 我が国の金融及び資本市場の変化に対応しつつ、市場の公正性及び透明性並びに投資者保護を確保すること。 （２）施策の必要性 改正法により、新たに課徴金制度の適用対象となる者及び行為並びに課徴金引上げの対象となる者及び行為に係る課徴金について、既に法人税法及び所得税法上の手当てがなされている「課徴金及び延滞金」と同様に取り扱うことにより、金融商品取引法上の「課徴金及び延滞金」の税法上の取扱いを統一することで、特定非財務情報監査証明業、有価証券に係る開示規制・不公正取引規制及び暗号資産に係る情報公表規制・不公正取引規制について適正な規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止する必要がある。		

本要望に 対応する 縮減案	なし
---------------------	----

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和８年７月に成立・公布した「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、今回新たに要望を行うものである。